

## ぢばさんセンター大ホール等あり方検討会設置要綱

### (設置)

第1条 ぢばさんセンター大ホール及び研修棟、商談室並びに駐車場（以下「大ホール等」という。）の今後のあり方を検討するにあたり、経済団体、業界団体、大学、行政機関から意見を聴くため、「ぢばさんセンター大ホール等あり方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会の委員は、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 大ホール等の活用に関すること。
- (2) 大ホール等の必要性（廃止も含めた存続の可否・存続期間）の検討に関すること。
- (3) その他大ホール等のあり方の検討について必要な事項に関すること。

### (組織及び委員の任期)

第3条 検討会の委員は、17名以内で組織する。

- 2 検討会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和8年7月31日までとする。

### (委員長、副委員長)

第4条 検討会に委員長を1名、副委員長を1名置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故がある時は委員長を代理し、検討会を総理する。

### (検討会)

第5条 検討会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前に召集される検討会については、理事長が招集することができる。

- 2 委員長は、検討会の議長となる。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 第3条に定める委員が出席できないときは、当該委員が指名する者がその職務を代理することができる。
- 5 委員長は、必要があると認められるときは、検討会の委員以外の者に意見または出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、（公財）高知県産業振興センター総務企画部に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は委員長が検討会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月16日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。